

第13号様式（第18条関係）

（表）

	受 付 番 号				
講 習 会 受 講 申 請 書					
年 月 日					
久留米市長 あて					
申請者 住所					
氏名					
電話番号					
講 習 会	住 所				
	氏 名				
受 講 者	生 年 月 日 (性 別)	年 月 日生 (男・女)			
	講習会課程の 一部免除の根拠				
所 属 す る 営 業 所	名 称				
	代 表 者 氏 名				
	所 在 地				
	屋 外 広 告 業 登 録 番 号				
連 絡 先					

- 注 1 申請の際、講習会受講者の住民票抄本を1通添付してください。
 2 講習会課程の一部免除については、裏面を参照してください。

(裏)

講習会課程の一部免除区分〔下記の資格等をもっている方に限り講習会課程の一部（屋外広告物の施工に関する課程）の免除申請ができます。〕

久留米市屋外広告物条例施行規則第19条第1項

第1号 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

ア 一級建築士

イ 二級建築士

ウ 木造建築士

第2号 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者

第3号 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号に規定する第1種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

第4号 帆布製品製造取付けに関し、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練の修了証書の交付を受けた者

注 資格を証する免状若しくは手帳等の写し又は証明書を申請書に添付すること。なお、手帳等の写しの提出が困難な場合は、窓口で提示の上、係員の確認を受けてください。